

阿波ふうどスペシャリスト Instagram 活動促進事業委託業務 企画提案募集要領

1 目的

県産食材の魅力を自ら発信する「阿波ふうどスペシャリスト」の情報発信力の強化を図り、県と阿波ふうどスペシャリストが連携して情報発信を行うことで、ブランドネーム「阿波ふうど」の認知度向上と県産農林水産物の魅力発信を図ることを目的に、企画提案を募集する。

2 募集対象事業

- (1) 委託業務名
阿波ふうどスペシャリスト Instagram 活動促進事業委託業務
- (2) 委託業務の内容
別添「阿波ふうどスペシャリスト Instagram 活動促進事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間
契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- (4) 見積限度額
1,400千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

募集開始	令和7年5月 2日（金）
質問受付締切	5月12日（月）午後5時必着
参加申込書等の提出期限（ア、イ、ウ）	5月19日（月）午後5時必着
企画提案書等の提出期限（エ、オ）	5月29日（木）午後5時必着
審査委員会（プレゼンテーション審査）	6月上旬頃
審査結果通知・契約・業務開始	6月中旬頃

4 委託対象経費

- (1) 対象となる経費
 - ア 事業実施に必要な経費として、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
 - イ その他事業を実施するために必要と認められる経費
- (2) 対象とならない経費
 - ア 機械・機器等の購入経費
 - イ 土地・建物を取得するための経費
 - ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
 - エ その他、事業との関連が認められない経費対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

5 応募者の参加資格

応募者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は連合体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者（ただし、コンソーシアムの場合は、(10)については構成員のうち1者以上でよい。）とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者でないこと。
- (4) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でな

いこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団の構成員等

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

(8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

(9) 応募者の本社及び営業所等の都道府県税に未納がないこと。

(10) 本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

6 企画提案の参加及び応募方法

(1) 提出書類及び部数

仕様書を踏まえ、次の書類等を作成し、提出すること。書類の大きさはA4版とする。

内 容	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式第1号）	正本1部	5月19日（月） 午後5時必着
イ 添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て）		
（ア）法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、 個人事業者の場合は、個人事業開始届の写し		
（イ）会社概要が分かる書類（パンフレット等）		
（ウ）直近2期分の決算書又はこれに類する書類		
（エ）事業所の所在地の都道府県税に未納がない旨の証明書		
（オ）コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し 及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）		
ウ 類似業務実績調書（様式第2号） 契約書又はこれに類する書類の写しを添付すること コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上		
エ 企画提案書（様式第3号）	正本1部	5月29日（木） 午後5時必着
オ 経費見積書（様式第4号）	副本7部	

(2) 提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県農林水産部みどり戦略推進課販売・物流支援室 販売支援担当

電話番号：088-621-2408

ファクシミリ：088-621-2856

E-mail：midorisenryakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

※持参以外の手段で提出した場合は、必ず電話で着信を確認すること。

7 応募に際しての留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。
 - ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - イ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本要領及び仕様に適合しない場合
 - オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合
- (2) その他
 - ア 応募は1参加者につき1件とする。
 - イ 書類の作成はA4縦版(片面)とし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
 - ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
 - エ 企画提案書の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
 - カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
 - キ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
 - ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
 - ケ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは県と当法人等との契約関係を生じるものではない。
 - コ 業務の実施に当たっては、県と十分協議しながら事業を進めるものとする。
 - サ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
 - シ 本業務を通じて知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - ス 本業務を処理するに当たっては、徳島県個人情報保護条例にのっとり、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
 - セ 採用された企画提案書をもとに委託者と受託者が協議し、業務を行うものとする。
 - ソ 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

8 応募書類等に係る質問

- (1) 質問の受付期限
令和7年5月12日(月)午後5時必着とする。
- (2) 質問書の提出方法
質問書(様式第5号)により行うものとし、6の(2)提出先及び問い合わせ先に書面で提出し、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。
- (3) 質問の内容
原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。
- (4) 質問に対する回答
徳島県のホームページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)に掲載する。

9 審査及び結果通知

- (1) 審査方法
徳島県が別に設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。ただし、応募が多数の場合は、企画提案書等の書面審査により、最優秀提案者を選定する場合がある。

また、応募者が1者だった場合は、総合的に評価して契約予定者としての適否を判断する。

※プレゼンテーション審査に参加する提案者には、別途通知する。

※プレゼンテーション審査を欠席の場合は、応募辞退とみなす。

※やむを得ない事情により、プレゼンテーション審査ができない場合には、別途通知する。

(2) 審査基準

審査委員は、次の観点に基づき審査する。

ア 事業目的及び企画案の妥当性・有効性・実現性

イ 経費積算の妥当性

ウ 管理運営体制、実施体制

エ 事業の波及効果

(3) 審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

10 契約の締結

- (1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。